

○千葉県消防表彰規則（昭和三十八年千葉県規則第八十一号）

改正後	改正前
（表彰の取消） 第七条 表彰を受けた消防職員及び消防団員が拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、表彰を取り消すことができる。	（表彰の取消） 第七条 表彰を受けた消防職員及び消防団員が禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、表彰を取り消すことができる。

別記第一号様式

(改正後)

(改正前)

推薦書

文書番号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 氏 名

年度（定例）
（随時） 表彰（消防大会）
（出初式） について（推薦）

このことについて、下記のものを表彰願いたく関係書類を添えて推薦します。

記

推薦書

文書番号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長 氏 名

年度（定例）
（随時） 表彰（消防大会）
（出初式） について（推薦）

このことについて、下記のものを表彰願いたく関係書類を添えて推薦します。

記